

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
洲本市	下堺第一地区 (清浄・奥谷集落)	令和3年3月	令和3年12月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	37.52 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	33.4 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計(地図による図測面積)	11.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.4 ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

集落内の高齢化が顕著で、農業に従事する者は減少している。
 ただ、一定期間、年間を通して土地を他の人(農地中間管理機構を含む)に預けることに、素直に同意できない年配の方もいるようだ。その場合、農作業の一部(トラクターやコンバインを使用する作業)を、信頼できる集落内の方や親戚に委ねている現状がある。
 そこで、耕作放棄地を増やさないという観点で、地域の中核となる経営体を明確化して、集落内での情報交換を密にしつつ、「人・農地プラン」の内容について周知するとともに理解を深め、集落内の農業に係る課題の解決に取り組むことが必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水稲・野菜を中心とした農業経営が行われているが、高齢化や兼業化が進み、耕作放棄地が増える可能性がある。そこで、集落の「人・農地プラン」の本部、事務局が中心となって農地の利用状況の把握に努める。さらに、「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体が核となり、集落内で新たな耕作放棄地をつくらないため、集落内の方たちと連絡を取り合いながら、場合によっては農業の「担い手」になったり、草刈などさまざまな農作業を行うなど、組織的に取組を進める。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲 野菜	1.6 ha	水稲 野菜	3.0 ha	
認農	B	水稲 野菜 飼料作物 (繁殖和牛)	1.0 ha	水稲 野菜	1.0 ha	
認農	C	水稲 野菜	0.8 ha	水稲 野菜	0.8 ha	
認農	D	水稲 飼料作物 (繁殖和牛)	0.8 ha	水稲	0.8 ha	
認農	E	水稲 野菜 飼料作物 (繁殖和牛)	0.9 ha	水稲 野菜	0.9 ha	
認農	F	水稲 野菜 飼料作物 (繁殖和牛)	0.8 ha	水稲 野菜	0.8 ha	
認就	G	玉葱 ニンニク	0.3 ha	玉葱 ニンニク	0.3 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

経営農地の集約化を目指す。
 農地所有者は、出し手・担い手とも、農地を機構に貸し付ける。
 集落の中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の新たな担い手の
 付け替えを、機構を通じて進める。

(参考)農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
	計			